

パブリックコメント等でいただいた意見とその対応についての検討資料(タウンミーティング意見)

意見番号	意見内容				
	区分等	該当条項	条 文 等 原 案	意 見 要 旨	
100	全体			この条例で何を具体的にすすめていくのか	
101	全体			理念だけでは未来が見えない。	
102	全体			住民参加を促すことの具体策を示してほしい	
103	全体			町民に責任を押しつけることになりませんか？	
104	全体			町に必要なだから条例にしたのでは？ 前文にしか「らしさ」がないのはおかしくないですか。	

意見番号	意見内容			
	区分等	該当条項	条文等原案 意見要旨	
105	全体			弱者に対する文言を入れてほしい。 障害者条文を
106	条例案	第10条 (個人情報保護) 第2項	(個人情報保護) 第10条 町は、町民の権利及び利益を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する町民の権利に対して適切な措置を講じなければなりません。 2 町長は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、法令等の規定に基づき、個人情報を一定の手続を経て団体等に提供することができるものとします。	第10条第2項 個人情報を提供する際、本人の同意を取るのか。
107	条例案	第10条 (個人情報保護) 第2項		第10条個人情報保護について、マイナンバーカードに対してNoなどの取り扱いと災害時支援との連携など、どんなイメージを持っているのか。
108	条例案	第10条 (個人情報保護) 第2項		第10条個人情報保護 具体的に災害時の支援団体などとのイメージがな どわかるようにお示ししては？

意見番号	意見内容				
	区分等	該当条項	条文等原案	意見要旨	
109	条例案	第18条(まちづくり協議会)第4項	(まちづくり協議会) 第18条 町民は、地域自治団体(以下「まちづくり協議会」といいます。)を設置することができます。 2 まちづくり協議会は、当該地域の全ての町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながら地域の公共的課題の解決に向けたまちづくり活動を行うものとしします。 3 町は、まちづくり協議会の自主性と役割を認識し尊重するとともに、まちづくり協議会の活動に対して協働のまちづくりを推進するための必要な支援、その他必要な措置を講じることができるものとしします。 4 まちづくり協議会に関して必要な事項は別に定めるものとしします。	「まちづくり協議会」は具体的な活動を行う上で重要な団体である。 第18条第4項では別に定めとなっているが、条例制定と同時期に制定されるのか。	
110	条例案	第21条(文化のまちづくり)	(文化のまちづくり) 第21条 町は、文化芸術を創造し享受することが町民の権利であることを認識し、町民一人ひとりが自分に合った文化、芸術、スポーツ活動に親しむことができる地域社会の実現に努めなければなりません。 2 町民及び町は、文化財の重要性を認識し適切な保存活用に努め、文化財を生み出した郷土の歴史や文化、自然環境を次世代に継承するよう努めなければなりません。	文化の町であるが、歴史的な研究をする人材(町職員、ボランティア)はいるのか？	
111	条例案	第22条(町議会の役割と責務)第1項	(町議会の役割と責務) 第22条 町議会は、法令の定めるところにより、町民の信託に基づき選ばれた町議会議員によって構成される町の重要事項を議決する議事機関であり、この条例の趣旨に基づき、その権限を行使しなければなりません。	議員が町政の間違いを行政に指摘することをもっと強く書いてください。	

意見番号	意見内容				
	区分等	該当条項	条文等原案	意見要旨	
112	条例案	第22条 (町議会の役割と責務) 第2項	(町議会の役割と責務) 第22条 2 町議会は、町民の意思が町政に適正に反映されているかどうかを監視し、及び評価する権限を有します。	AI構想は26条の最上位計画では、それなら22条に基づき議会の議決が必要です。	
113	条例案	第22条 (町議会の役割と責務) 第7項	(町議会の役割と責務) 第22条 7 町議会は、町民参画を推進するため、積極的な情報公開と情報発信に努め、必要に応じ議会報告会を開催するなど、町民との対話の場を設け、広く意見を求め、町民の声が政策に反映されるよう努めなければなりません。 8 町議会の組織、活動等の基本事項に関しては、別に定めます。	町民から議員に意見を言う機会がありません、議員がもっと町民に声をかけてほしい	
114	条例案	第23条 (町議会議員の役割と責務) 第2項	(町議会議員の役割と責務) 第23条 町議会議員は、町民の信託に応え、高い倫理性のもと、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、一部団体及び地域の代表にとどまらず、常に町民全体の福祉の向上を念頭に置き行動しなければなりません。 2 町議会議員は、議会活動に関する情報を町民に分かりやすく説明するとともに、広く町民の声に耳を傾け、これを町政に反映させるよう積極的に政策を提案し、その実現に向けて最大限努力しなければなりません。 3 町議会議員は、町議会の責務を遂行するため、町政の課題全般について町民の意見を把握するとともに、自己の能力を高めるために研鑽し、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければなりません。	選挙の時の公約をもっとフォローするようにさせてください。	

意見番号	意見内容			
	区分等	該当条項	条文等原案 意見要旨	
115	条例案	第37条 (広域連携)	(広域連携) 第37条 町は、共通する課題を解決するため、他の地方自治体、国及びその他の機関と相互に連携を図りながら協力して、まちづくりを推進しなければなりません。 2 町民は、他の地方自治体の住民や団体等と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとします。	福祉課題等の取り組みに関して、大学等との連携はあるのか
116	条例案	第38条 (自治の最高規範)	(自治の最高規範) 第38条 この条例は、河合町における自治の最高規範であり、町民及び町は、この条例を遵守しなければなりません。 2 町は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。	「最高規範」は誤解をまねく表現ではないですか？ 先ほどの回答でもわかりづらいです。
117	条例案	第40条 (運用)	(運用) 第40条 町長は、この条例の実効性を高め、町民及び町による推進体制を確保するため、(仮称)河合町まちづくり基本条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。 2 推進委員会は、この条例に基づく他の条例規則の点検、運用の検証評価を行い、その結果を踏まえ、必要な見直しを町長に求めることができます。 3 前2項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定めます。	議会での進捗などは説明責任として、どのように情報発信されるのか。
118	条例案	第40条 (運用)		進捗状況を定期的に開示してほしい。

意見番号	意見内容				
	区分等	該当条項	条文等	意見要旨	
119	その他			多くの資料を事前に参加者へ送付すべき。	